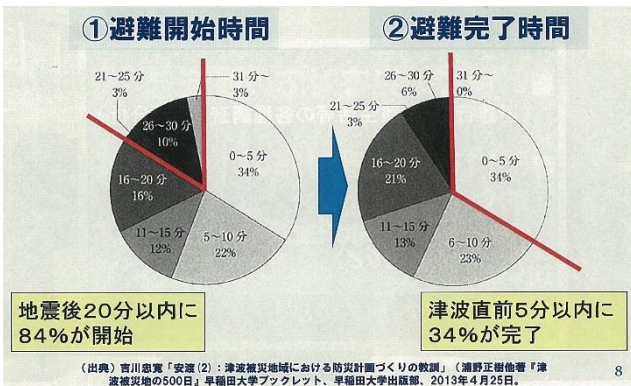


ボトムアップで震災の教訓を積み上げて防災計画を作り、それらを訓練で繰り返し検証

地域名	岩手県大槌町安渡地区	「より良い復興」を実現するための重要な観点	避難訓練等のソフト対策
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の防災力を高めるために、東日本大震災における地震・津波による被災および避難の実態を住民へのヒアリングを通じてきめ細かく把握し、震災の教訓を生かす形で地区防災計画の策定を行った。 ● さらに策定した地域防災計画をもとに自主的に総合防災訓練を実施し、地区防災計画の検証を繰り返し行うことで、計画のブラッシュアップと教訓の風化を防ぐ取り組みを行っている。総合防災訓練には岩手県・大槌町も協力しており、特に岩手県はヘリコプターを動員して、安渡地区の地区防災計画の検証を支援している。 		
取組みのポイント	<p>① ボトムアップで震災の教訓を積み上げ、「生きた防災計画」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復興過程において本当に必要なのは防災力を高めるためのソフト対策であり、これまでの「復興」はハコモノを作り、コミュニティを壊してきたとの問題意識から、復興過程の中で地域防災のあり方を見直し、災害時の応急対応の検証をする形で地域防災計画を策定した。 ● まずは教訓を共有するところから始め、東日本大震災における避難の問題点を、地域の人を交えながら議論していくことで、地域の人自身に問題点を気づかせるアプローチを取った。 ● 地域の人々は震災によって深い心の傷を負っている一方、「自分の被災の経験を次世代に伝えなければならない」という意識もほぼ全員が持っており、会議は毎回4時間もの時間をかけ、アンケートでは高い回収率が得られた。 <p>② 被災による状況変化のイメージを時系列で共有できる計画づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画を具体化していく上では、「被災したらどうなるのか」のイメージを、時系列で地域の人々に考えてもらうことに注力した。特に災害現場や被災者の心のありようなどをリアルにイメージできるものを目指した。 ● 大槌町では100名強の職員のうち、要支援者を助けにいった約40名の職員が亡くなるという惨事を招いたことを踏まえ、防災計画としては初めて被害を軽減するために「撤退」という条項を盛り込んだ。 ● この条項が盛り込まれたのも、震災の経験を踏まえ、被災による状況変化を町民がイメージし、「自助」と「共助」のバランスの取り方を考慮した計画を策定することができたためである。 	<p>《主な経緯》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2011年 3月11日 東日本大震災の発災。津波によって218人が犠牲になる（人口の11.2%） ● 2012年 4月 1日 地区内の3つの町内会を1つに統合し、安渡町内会を設立。地区防災計画づくりを開始する。 ● 2012～2013年度 11回の検討会、町長への計画案報告会、住民懇談会、住民意向調査を実施 ● 2013年10月 安渡地区津波防災計画を策定 <p>「安渡地区津波防災計画」の町長への報告</p>  <p>(出所)内閣府・提供資料</p>	

ボトムアップで震災の教訓を積み上げて防災計画を作り、それらを訓練で繰り返し検証

アンケート等による避難行動の実態分析



避難開始が遅れた理由

- ・想定外(浸水範囲)：49%
- ・まだ時間がある：31%

	度数	相対比率
津波が来るまでに、まだ時間があったから	30	31%
地震発生当時に行った場所まで津波が来るとは思わなかったから(想定外)	48	49%
大切な人(家族・親戚・従業員など)の安否確認を行ったから	9	9%
大切なモノ(防凍着・薬・携帯電話・財布・車・ペットなど)を取りに戻ったから	5	5%
家族に要援護者がいたから(避難が困難だった)	7	7%
要援護者の安否確認や避難誘導などを手伝いに行ったから	4	4%
道路が渋滞していたから	11	11%
その他	21	22%
合計	135	139%
全回答者数	97	100%

(出典) 吉川忠寛「安渡(2)：津波被災地域における防災計画づくりの教訓」(浦野正樹他著「津波被災地の500日」早稲田大学ブックレット、早稲田大学出版部、2013年4月25日。)

(出所)内閣府・提供資料

避難行動のルール (安渡地区津波防災計画(2013年10月版)より)

(1)地震直後～10分程度

<避難の遅れ、避難の信念>

- 1.住民は、想定にとらわれず自主的な判断で、安全な避難場所・避難路を目指せるよう、家庭の避難計画、避難訓練を考えること。
- 2.町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、より一層の自助の啓発を行うこと。
- 3.町内会は、「想定外による逃げ遅れ」をなくすため、厳しい条件での避難行動(支援)手順を考えること。

<避難のきっかけ>

- 4.住民は、住民自ら率先避難をしながら、周囲に声かけをすること。
- 5.町内会は、避難のきっかけづくり(率先避難、声かけ等)について防災教育等を通じて波及させること。
- 6.町内会は、行政に対して、災害情報等の情報伝達手段の整備を要望すること。

(2)津波到来まで

<車での避難>

- 7.町内会は、「車での避難」について、一定の条件の下で認めることとし、そのルールを協議して決めること。
- 8.町内会は、行政に対して、7.の条件に合う避難場所・避難路の整備等を要望すると同時に、施設整備に合わせた避難計画を考えること。

<災害時要援護者支援>

- 9.町内会は、要援護者支援に関わる基本任務(率先避難、声かけ、避難所運営等)と、それを超えて対応する場合に備えるべき条件を考えること。
- 10.要援護者の家族は、必要な移動手段の準備や避難訓練への参加などの一定の自助を行うこと。

<低地に下りること>

- 11.住民は、低地に再び下りないよう、家族の避難方法(待合せ場所)を事前に話し合っておくこと、地震後は「津波てんでんこ」で各自がその場で最善の避難を行うこと。
- 12.町内会は、低地に下りることを避難場所として抑止すること。

地区防災計画を踏まえた総合防災訓練



(出所)内閣府・提供資料